

◆公的年金からの市・県民税の特別徴収制度について

公的年金を受給し、市・県民税が課税されている人は、年金保険者(日本年金機構等)が市・県民税を年金から特別徴収(天引き)し、市へ直接納入する『特別徴収制度』が導入されています。

特別徴収の対象となるのは、公的年金等に係る税額のみであり、その他の所得に係る税額については普通徴収(納付書・口座振替)または給与からの特別徴収(天引き)となります。

◎対象となる人

当該年度の4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務がある人。

ただし、次の人については対象となりません。

- ・老齢基礎年金等の給付年額が18万未満の人
- ・介護保険料が特別徴収(天引き)されていない人
- ・公的年金からの特別徴収(天引き)税額が老齢基礎年金等の年額を超える人 等

◎対象となる年金

老齢基礎年金や退職年金等が対象となります。

※障害年金・遺族年金などの非課税の年金は特別徴収の対象となりません。

◎徴収方法

※徴収方法は、特別徴収(天引き)が始まる年度と翌年度以降で異なります。

①新たに対象となる人の場合

新たに年金特別徴収(天引き)の対象となった人は、集合徴収の第1期(6月)～第4期(9月)に(年税額によっては、3期以内の場合もあります)普通徴収(納付書や口座振替)により年税額の半分を納めます。

残りの税額は、10月、12月、2月に支給される年金から特別徴収(天引き)により納めることとなります。

(例)この年度の市・県民税の年税額が60,000円の場合

月	普通徴収(納付書・口座振替で納める)				年金特別徴収(年金から天引き)		
	6月 (1期)	7月 (2期)	8月 (3期)	9月 (4期)	10月	12月	2月
税額	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の半分を1～4期の4回に分ける				年税額の残りを1/3ずつ天引き		

②前年度に引き続き対象となる人の場合

前年度に引き続き特別徴収(天引き)の対象となる人は、前年度の年金所得に係る年税額の1/6の額が、4月、6月、8月に支給される年金からそれぞれ特別徴収(天引き)されます。

その後、確定した年税額から既に徴収された分を差し引いた残額について10月、12月、2月に支給される年金からそれぞれ均等に特別徴収(天引き)されます。

(例)この年度の市・県民税の年税額が90,000円の場合(前年度年税額60,000円とする)

月	年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
	4月	8月	10月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
算出方法	前年度年税額の1/6の額を天引き			年税額の残りを1/3ずつ天引き		